



自由にものを言いたい
監視されたくない
わたしたちは犯罪者？
「もの言う」自由を守る会
ニュース 27号
2023年3月13日



〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす
「もの言う」自由を守る会
<https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>
☎ 0584(81)5105 fax0584(74)8613

いよいよ訴訟の核心に迫る 控訴審第3回口頭弁論

1月26日に控訴審第3回口頭弁論が開かれました。この日も傍聴席はほぼ満席でした。ご多忙の中、足を運んで下さった皆さまに感謝いたします。

法廷では、中谷雄二弁護士が第3準備書面（警備公安警察による法的根拠のない個人情報の収集は違憲・違法である）の要旨を30分にわたり読み上げました（→2ページ）。また2月18日に、この内容を広く理解していくための学習会を行いました（→2、3ページ）。

次回の期日には、實原隆志・福岡大学法学部教授の意見書とそれに付随する準備書面を提出します。實原意見書では、まず冒頭で「本件は、直接的には（大垣警察とシーテック社との）『情報交換』をめぐる問題であるが、警察による個人情報の提供・収集・保有が問題となっている事例と整理でき、公的機関による情報の取扱いの違法性を問うものと位置づ

けられる」と、この事件の「大きさ・広がり」を鮮明にしました。その上で、一審判決が（提供行為を断罪しながら）情報収集や保有の違法性を認定しなかった「甘さ」を批判し、控訴審において十分に検討されなければならない論点を論理的に明らかにしています。

弁護団では、實原意見書でも触れられている市民運動への偏見（「市民運動暴徒化論」？）につき、主張を深める準備書面も検討しています。次回もこの訴訟の核心に迫る口頭弁論となり、今年中にも大詰めを迎える見通しです。



《次回口頭弁論のご案内》

日時：4月20日（木）14時～
場所：名古屋高等裁判所1号法廷

《4/20の行動予定》

13:20～ 裁判所前集会
13:35～ 入廷行動
14:00～ 口頭弁論
14:50～ 報告集会

第3準備書面と2・18学習会 -弁護士・岡本浩明-

1 控訴第3準備書面の概要

2023年1月26日の期日に、控訴第3準備書面を提出しました。

この準備書面は、警備公安警察である大垣警察が原告らの情報を収集する活動を許容する法律はない、警察法2条1項は情報収集活動を許容する根拠とはなり得ない、ということを中心とするものです。憲法は人権を保障しており、人権は絶対不可侵ですが、他者の人権との調整を図る原理である「公共の福祉」による必要最小限度の制約には服します。公共の福祉による人権の制約は、主権者である国民の代表で構成される国会による法律によってなされなければなりません。警備公安警察の諸活動を根拠づけるとともにその限界を画するような法律は存在しません。このように、警備公安警察の諸活動については「規律密度が低い」ことが問題であり、今日の情報化社会においてはプライバシー権が極めて重要となってきたこと、そのような状況における警備公安警察の活動、とりわけ情報収集活動については許容する余地がないこと、近時のいわゆるGPS捜査に関する最高裁の違憲判決からも許されないものであること、を主張しました。

岐阜地裁の判決は情報提供行為については違法と断罪しましたが、情報収集活動については極めて一般的抽象的な理由により適法としました。しかし、収集された情報がなければそもそも提供できません。本件では、警備公安警察が原告らの個人情報を継続的に収集し保有してき

たことこそが問題であり、名古屋高裁では、この情報収集及び保有について違法と認めさせることが獲得目標です。したがって、この控訴第3準備書面は、名古屋高裁における主張の核心をなすものです。その意味で、「もの言う」自由を守る会としては、ぜひもっと多くの皆さんにも、この控訴第3準備書面の内容を理解してもらいたいと思い、控訴第3準備書面を作成した中谷雄二弁護士にその内容を講演してもらい、学習する機会を企画しました。



2 学習会「みんな見張られている～公安警察による市民監視は違憲～」

2023年2月18日、名古屋市の特設陶業市民会館第1会議室において、学習会「みんな見張られている～公安警察による市民監視は違憲～」を開催しました。YouTube 配信も行い、会場と合わせて、リアルタイムでの参加者は80名弱。



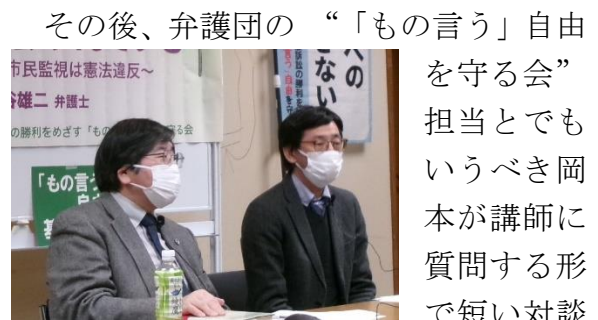
まず、山田秀樹弁護士から開会の挨拶としてこの学習会の趣旨を述べました。

講師の中谷弁護士は、準備書面の



構成に従い、憲法には明文で警察が規定されていないこと、憲法12条・13条の趣旨からして警察権限は主権者が自ら権利を守れない場合に限り行使されるべきものであること、そのような観点から自治体警察として位置づけられたものの、実際には戦前の特高警察からの流れが断絶されず、実質的には国家警察の機構が残存したこと、とりわけ警備公安警察においては国家警察の色合いが強いこと、行政学者等が警察活動について「規律密度が低い」ことを繰り返し指摘してきたこと、そうであるにもかかわらず警察当局は60年代・70年代の安保闘争の抑え込み等の成功体験からあえて法律を作らせずに好き放題していること、規律密度が低い状況で警察が好き放題できていることについては、その都度警察の活動を合法としてきた司法の責任も重いこと、裁判所の判断がドイツとは全く異なっていること、高度の情報化社会の現

在において、「国家からほっておいてもらう権利」たるプライバシー権は極めて重要な意義を有すること、ムスリムの情報流出事件からも警備公安警察の情報収集活動は極めてプライバシー侵害の度合いが高いこと、最高裁も近時ようやく行き過ぎた情報収集活動たるGPS捜査について違憲としたこと、このようなことからして警察法2条1項は警備公安警察の情報収集活動の根拠とはなり得ず違憲であること、などをとても分かりやすく、かつ情熱的に講演してくれました。



その後、弁護団の「「もの言う」自由を守る会」担当とでもいうべき岡本が講師に質問する形で短い対談を行いました。質疑応答では、マイナンバーカードなどの問題点を問う質問も出たりして、本件に限らず国家が広く国民の情報を収集し保有しようとしていることの危険性を共有できました。

控訴第3準備書面及び中谷弁護士の講演を通じて、改めて、「法的根拠のない情報収集は許さない」「公安警察に法の網を」という本会のスローガンに確信を持ちました。

是非、録画を視聴して下さい。PDF資料は画像の下のほうにリンクが張っております。
↓ PCの不調で録画の冒頭がバタついてすみません。8分位から開始しています。

2・18大垣警察市民監視違憲訴訟 学習会

みんな 見張られている

～公安警察による市民監視は憲法違反～

講師：中谷雄二 弁護士

YouTube 配信視聴 URL
<https://youtu.be/pv1AUvEbhr0>

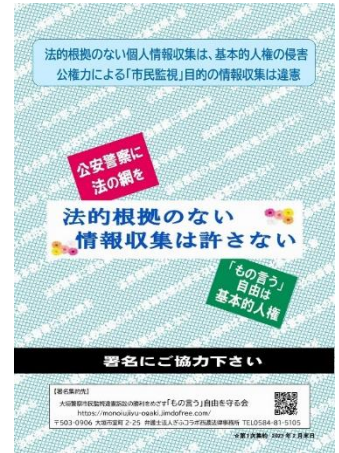


理解を力に！ 広げてください、高裁宛署名

控訴審が始まってから、皆様に、名古屋高裁宛の署名をお願いしています。

1. 岐阜地裁一審判決では、公安警察の情報収集・保有について国賠法上「違法とまで言えない」とした判断は、公安警察による市民への監視行為にお墨付きを与えるもので、到底受け入れられません。控訴審では、法的根拠のない情報収集は違憲・違法であるとの明確な判断を示して下さい。
2. 公安警察が、個人情報を収集し、保有している限り、違法行為が繰り返される危険があります。一審原告らの個人情報の抹消を命じて下さい。

この項目の意味を、皆さまに十分にはお伝えできていないもどかしさを事務局でも抱えていました。どうかYouTubeをご覧になり、この裁判の意義を一層ご理解下さい。周りの方に話して下さい。署名の取り組みを一段と強めて下さることをお願いいたします。（学習会を設定して頂ければ対応します、お申し出下さい） 事務局長・小倉文雄



2月11日、日本国民救援会名古屋南支部総会で

2月11日、日本国民救援会名古屋南支部総会でお話してきました。

救援会愛知県本部の会長が、金山総合の渥美弁護士で、救援会主催だと、どこへ行っても大体知り合いの弁護士がいるのは心強いです。とてもおもしろかったと誉めてくださいました。



名南ふれあい病院のすぐそばに立つ古いふれあいヴィレヂが会場で、大学時代、セツルメント活動をしていた弥次エ町に近く、私の生き方の原点がそこにある気がして楽しかったです。

また名南病院は、あの須藤事件の負傷者が運び込まれ治療を受けたところとして有名なところですし、ある意味市民運動暴徒化論のもとにもなった大きな事件の1つに関わる地です。

市民運動暴徒化論が焦点になっていることと、関連してその話もしました。

原告・船田伸子

**「もの言う」自由を守る会
会員募集中！**

年会費：個人1000円、団体3000円

《会費・カンパ振込先》ゆうちょ銀行
記号番号 00800-0-216504
加入者名 「もの言う」自由を守る会

「もの言う」自由を守る会HP↓

